

## 神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院の移転新築及び 運営等に関する協定書

伊勢原市（以下「甲」という。）と神奈川県厚生農業協同組合連合会（以下「乙」という。）は、神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院（以下「病院」という。）の移転新築整備及び運営等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、伊勢原市における公的病院として、地域医療の中核を担っている病院を移転新築するとともに、病院の適切な運営を確保することにより、伊勢原市の保健医療の向上、地域医療の充実及び医療水準の向上を図り、もって市民の保健福祉の増進に資することを目的とする。

### （設置場所）

第2条 病院の設置場所は、伊勢原市田中字万代392番1ほかとする。

### （設置等）

第3条 乙は、平成25年度末までに病院の移転新築整備を完了し、これを運営（甲に移管する道路及び水路を除く。）する。ただし、やむを得ない事由が生じた場合は、甲と乙で協議の上、開設期日を変更することができる。

### （診療体制等）

第4条 乙は、病院の診療体制について、伊勢原協同病院移転新築計画改訂基本構想（平成20年5月策定）を遵守し、地域医療の中核を担う病院として、救急医療、高度医療への需要に配慮した診療体制を整備し、質の高い医療サービスの提供に努めるものとする。

2 病院の病床数は、350床とする。

3 乙は、病院の診療科目について、現行の診療科目を堅持する。ただし、今後の地域の医療や患者の動向等に注視し、必要な医師等の人員配置と医療機器の整備に基づく質の高い医療水準を確保した上で、診療科目の改善を図るものとする。

4 乙は、病院が二次救急医療機関として、地域の救急医療機関等と連携し、年間を通じて24時間対応の救急受入体制、救急医療体制を確保するものとする。

5 乙は、地震等大規模災害時においても、病院が診療機能を維持し、災害医療

拠点病院や伊勢原市三師会（医師会、歯科医師会及び薬剤師会をいう。）との連携のもとで、地域における医療拠点機能を確保する。

6 乙は、病院における医療安全管理システムの構築及びその改善を行い、常に医療事故の防止に努めるものとする。

（地域医療連携）

第5条 乙は、病院が地域医療の中核を担う病院として、地域の医療機関等との連携を積極的に推進し、地域医療体制の充実に努めるものとする。

（医療情報の提供等）

第6条 乙は、病院において、市民への医療情報の提供に努めるとともに、市民の健康管理に対する支援活動を積極的に行うものとする。

（費用の負担）

第7条 病院の移転新築整備に係る費用は、乙が負担するものとする。

（市の財政支援等）

第8条 甲は、病院の移転新築整備に要する費用に対する財政支援として、次に掲げる費用を対象に、総額30億円を限度として、乙に補助金を交付するものとする。

(1) 建築費のうち、本棟工事(付属施設を含む。)、緩和ケア病棟工事及び保育所棟工事に要する費用。ただし、建築監理費は除く。

(2) 医療機器等の整備に要する費用

2 前項の補助金は、病院の移転新築整備の建築工事着工後20年間で交付するものとし、毎年度の交付額はそれぞれ当該年度の予算の範囲内とする。

3 甲は、乙が病院の移転新築整備資金として金融機関等から借り入れた金額のうち、第1項の補助金に相当する借入金に係る償還利子について、予算の範囲内において利子補給を行うものとする。

4 甲は、前3項に掲げる財政支援のほか、行政センター地区周辺公共施設等再編計画（平成22年6月策定）に基づく市道等の整備により、病院の移転新築整備に対して支援を行うものとする。

（補助金等の交付等の手続）

第9条 この協定に定めるもののほか、補助金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）の交付等に関しては、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に定めるところによるものとする。

(補助事業の確認)

第10条 甲は、第3条から第6条までに規定する事項が誠実かつ確実に履行されていることを確認するため、補助金等の交付期間において、必要に応じて乙及び病院に対して書類等の提出を求めて検査を行い、又は実地検査を行うことができる。

2 乙は、前項の規定による検査を、正当な理由なくして拒んではならない。

(補助金の返還)

第11条 乙は、乙の責任に帰すべき事由により病院の移転新築整備が中止又は開設に至らなかった場合は、甲から交付を受けた補助金等の全額を返還するものとする。

2 甲は、第4条から第6条までに規定する事項の全部又は一部が履行されていないと認めるときは、補助事業の実績報告の前であっても、補助金額を減額し、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部について、期限を定めて返還を求めることができる。

3 乙は、第1項の規定により補助金等の全額を返還するとき、又は前項の規定により甲から補助金等の返還請求があったときは、甲の指定する方法により、補助金等を返還しなければならない。

(運営協議会の設置)

第12条 乙は、伊勢原市民及び市内の医療関係者等の意見を病院運営に反映し、病院が地域医療の中核を担う病院としての役割を適切に果たすために、運営等に関する協議会を設置し、定期的を開催するものとする。

2 前項の協議会の設置及び運営方法等については、別途協議して定めるものとする。

(施設の相互利用)

第13条 甲と乙は、相互の施設の管理運営に支障が生じない範囲内で、施設の相互利用を図るものとし、その利用施設及び運営方法等は、別途甲乙協議して定めるものとする。

(現病院の土地利用)

第14条 現病院の土地(伊勢原市桜台二丁目16番1ほか)については、甲と乙が協議し、適切な土地利用を図るものとする。

(協定の解除等)

- 第15条 甲又は乙のいずれか一方が本協定に違反し、その違反により本協定の目的を達成することができないと認められるときは、相手方に文書による催告の上で、本協定を解除することができる。
- 2 甲又は乙のいずれか一方が本協定の解除又は一部変更を申し出たときは、甲と乙で協議の上、本協定の解除又は一部を変更することができる。
- 3 前2項の定めにより、本協定の解除又は一部変更を行った場合において、甲又は乙に損害が生じたときは、当該損害を与えた者は、相手方に対して、その損害を補償するものとする。この場合において、その補償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(疑義の処理)

- 第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めた事項で疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年3月23日

甲 神奈川県伊勢原市田中348番地

伊勢原市長 長塚 幾子



乙 神奈川県横浜市中区海岸通一丁目2番地の2

神奈川県厚生農業協同組合連合会

代表理事理事長 井上 貢

